大町市公告第２０号

市有財産の売却について、次のとおり一般競争入札を行うので、公告する。

令和７年４月１４日

大町市長　　牛　越　　徹

１ 一般競争入札に付する売払物件

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分番号 | 名称等 | 概　　　　要 | 予定価格 | 入札保証金 |
| 7-1-1 | 三菱ミニキャブ | 初度登録年月：平成23年3月型式：GDB-U62V改車体の形状：車いす移動車排気量：0.65L燃料の種類：ガソリン走行距離：186,088km車検有効期間満了日：期限切れ | 100,000円 | 10,000円 |
| 7-1-2 | ダイハツハイゼットカーゴ | 初度登録年月：平成14年8月型式：LE-S210V車体の形状：入浴車排気量：0.65L燃料の種類：ガソリン走行距離：78,503km車検有効期間満了日：期限切れ | 100,000円 | 10,000円 |
| 7-1-3 | トヨタランドクルーザー | 初度登録年月：平成12年2月型式：KG-HZJ79車体の形状：消防車排気量：4.16L燃料の種類：軽油走行距離：不明車検有効期間満了日：期限切れ | 100,000円 | 10,000円 |

※「予定価格」とは、あらかじめ大町市が定めた最低売払価格をいう。

※「予定価格」には、本体価格及びそれに係る消費税相当額、リサイクル預託金等を含む。

※上記内容は、職員が目視等で確認した内容であるため、正確な内容を保証するものではない。

２入札の方法

（１）紀尾井町戦略研究所株式会社が運営するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）を利用して一般競争入札を行う。

（２）入札に関する手続については、公有財産売却システムにおける大町市公有財産売却ページにおいて公開する。

３入札に参加する者の条件

次のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当する者

（２）地方自治法施行令第１６７条の４第２項各号のいずれかに該当する者で、当該事実があった日から３年を経過しないもの

（３）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

（４）暴力団員を役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）とする法人又は団体（以下「法人等」という。）

（５）次に掲げる行為をした者又は当該者を役員等とする法人等

ア 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与する行為

ウ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用する行為

（６）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者又は当該者を役員等とする法人等

（７）大町市が定める大町市インターネット公有財産売却ガイドライン及び紀尾井町戦略研究所株式会社が定める公有財産売却システムに関する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、遵守できない者

（８）申込みの時点で１８歳未満の者

（９）日本国内に住所及び連絡先がない者

（１０）日本語を完全に理解できない者

４入札参加申込みの方法

（１）入札参加希望者は、令和７年４月１４日（月）１３時から令和７年５月１日（火）１４時までに、公有財産売却システムにより仮申込み手続を行うこと。

（２）仮申込み手続を完了した後、令和７年５月１日（火）１６時までに所定の申込書等を持参又は郵送すること。

ア 持参する場合

受付場所 大町市総務部企画財政課財産管理係

（大町市役所本庁舎２階 所在地：長野県大町市大町３８８７番地）

受付時間 ９時から１６時まで（土・日・祝日を除く。）

イ 郵送する場合

宛先 〒３９８－８６０１ 長野県大町市大町３８８７番地

大町市総務部企画財政課財産管理係

令和７年５月１日（火）消印有効

なお、参加申込時に必要な書類等は以下のとおりとする。

・ 公有財産売却一般競争入札参加申込書

添付書類：本人確認ができる公的機関発行の証（運転免許証、パスポート等）の写し１通

※法人の場合は商業登記簿謄本の写し１通

※法人の代表者が従業員に入札手続を委任する場合など、申込者が入札の手続きを行わない場合は、委任状が必要。

（３）受付期間内に申込書等のすべての必要書類を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、この公告による入札に参加することはできない。

（４）その他

①申込書は、大町市のホームページからダウンロードする。

②申込等に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。

③提出された申込書等は、返却しないものとする。

５入札保証金

（１）入札に参加しようとする者は、大町市が定めた入札保証金を納付する。

（２）入札保証金は、クレジットカードによる納付のみで、仮申込み時にカード情報を登録する。

（３）入札保証金は、落札者のものを除き入札期間終了後に返還する。

（４）入札保証金には、利息を付さない。

６物件の下見会

物件の下見希望者は、令和７年４月１４日（月）～令和７年５月１日（火）9時00分～16時00分の間に下記連絡先へ電話にて予約すること。（土・日・祝は除く）

区分番号　7-1-1

場 所 ：長野県大町市大町3887　大町市役所

連絡先：大町市役所　福祉課　庶務係　０２６１－２２－０４２０（内線４１１）

区分番号　7-1-2

場 所 ：長野県大町市大町3887　大町市役所

連絡先：大町市役所　福祉課　庶務係　０２６１－２２－０４２０（内線４１１）

区分番号　7-1-3

場 所 ：長野県大町市大町3887　大町市役所

連絡先：大町市役所　企画財政課　財産管理係　０２６１－２２－０４２０（内線５９５）

注意事項

①物件の下見で入札物件を確認しなくても入札には参加できるが、入札物件に関するすべての事項を了承されているものとみなす。

②物件の下見では、物件の試運転等はできない。

７入札の期間及び場所

1. 入札の期間　令和７年５月２０日（火）１３時から

令和７年５月２２日（木）２３時まで

（２）場所 公有財産売却システム上

８入札の方法

（１）公有財産売却システム上で入札価格を登録する。

（２）郵送又は持参による入札書の提出は認めない。

９開札及び落札者の決定

1. 令和７年５月２３日（金）１０時すぎに公有財産売却システム上で開札する。

（２）予定価格以上で、かつ、最高価格で入札した者を落札者とする。

１０入札の無効

入札参加資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札は、無効とする。

１１契約の締結

（１）落札者は、令和７年６月１０日（火）１７時００分までに契約を締結しなければならない。

（２）落札者が契約締結期日までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、入札保証金は大町市に帰属する。この場合、入札保証金は返還しない。

１２契約保証金

（１）落札者は、契約の締結に際して契約保証金を納付する。契約保証金は、入札保証金と同額とする。

（２）落札者の納付した入札保証金は、落札者からの充当依頼書に基づき、全額を契約保証金に充当することができる。

（３）契約保証金には、利息を付さない。

１３売払代金の納付

（１）売払代金は落札金額とし、契約を締結した者は、令和７年６月１０日（火）１４時３０分までに大町市が発行する納付書により売払代金を納付するとともに、大町市が納付を確認できるよう、領収書の写しを下記へ持参又はファックス等により送信しなければならない。

ア 持参する場合

受付場所 大町市総務部企画財政課財産管理係

（大町市役所本庁舎２階 所在地：長野県大町市大町３８８７番地）

イ ファックス送信の場合

ファックス送信先 大町市総務部企画財政課

ファックス番号 ０２６１－２３－４３０４

（２）納付期限までに売払代金が納付されない場合は、その契約を無効とし、契約保証金は大町市に帰属する。この場合、契約保証金は返還しない。

（３）落札者の納付した契約保証金は、落札者からの充当依頼書に基づき、全額を売払代金の一部に充当することができる。

１４売払物件の引渡し

（１）売払物件は、売払代金の納付が完了した後に、現状のまま引渡すものとする。

（２）引渡し後に発生した不具合、故障及び発見された傷等については、大町市は一切の責任を負わないものとする。

１５所有権の移転及び名義変更

（１）売払物件の所有権は、落札者が売払代金を完納したときに移転する。

（２）売払物件の売払代金完納後の引渡しに要する費用、所有権移転又は車検及び登録手続等に要する諸費用及び公租公課等は、落札者の負担とする。

（３）落札された自動車は、引渡し後に落札者において所有権移転又は車検及び登録手続等を行い、契約日から２週間以内に車検証等の写しを大町市に提出すること。

（４）落札者は、自動車の引渡しを受けた後、車体文字がある場合は消去し、消去後速やかに写真を大町市に提出すること。

（５）自動車を解体した場合については、解体を証明する証明書の写しを大町市に提出すること。

（６）譲渡証明書に記載する譲受人の名義は、落札者本人とし、登録手続等をしないまま保管しないこと。

（７）落札者は、落札物件の移転登録前に、その物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできない。

１６その他

（１）当該公告文記載内容その他の事項については、市ガイドラインに基づくものとする。

（２）大町市は、売払物件に隠れた契約不適合であっても、その責を負わないものとする。

（３）入札及び契約に関する事務を担当する部局及び売払物件に関する問合せ部局

名 称 大町市 総務部 企画財政課　財産管理係

所在地 〒３９８－８６０１ 長野県大町市大町３８８７番地

電 話 ０２６１－２２－０４２０